

安来市下水道使用料等審議会【第2回】

日時 令和5年10月27日(金) 14:00～

場所 安来庁舎2階 202会議室

【日程】

1. 開会
2. 上下水道部長あいさつ
3. 議事
 - 1) 前回資料の補足説明 他
 - 2) 答申について

【審議】

4. その他
5. 閉会

安下第75号
令和5年9月22日

安来市下水道使用料等審議会
会長 様

安来市長 田中 武夫



安来市下水道使用料について（諮問）

安来市下水道使用料等審議会条例第2条第1号の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 下水道使用料の改定の要否
2. 改定が必要な場合、その水準、体系及び改定時期等

令和元年12月25日

安来市長 近藤宏樹様

安来市下水道使用料等審議会
会長 真野善久



下水道使用料のあり方について（答申）

令和元年8月23日付安下第115号で、下水道使用料のあり方について市長から当審議会に諮問を受け、令和元年8月から計4回にわたり審議会を開催し慎重に議論を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、付帯意見として別紙のとおり申し添えます。

記

1、使用料改定について

下水道事業は公営企業であり独立採算が求められ、公費で負担すべきものを除き使用料で賄うことの基本に立ち、以下の状況を踏まえれば、下水道事業を維持するために、今回の下水道使用料の改定は避けることができないと判断した。

- ①今後10年間の収支計画によると、これまで増加傾向であった使用料は、新規の利用者はあるものの、人口減少により全体では減収する。
- ②制度改正による資本費平準化債の借入限度額の引き下げから、不足額が増加する。
- ③施設の老朽化に伴う改修、更新の費用が新たに必要となる。
- ④島根県宍道湖東部流域下水道維持管理負担金の、来年度からの単価改定に対応する必要がある。

2、改定率について

市が、当面の経営目標とする経費回収率50%を確保するためには、平均改定率20.3%が必要であることは理解した。

近年の水道料金の値上げや消費税増税など、経済的負担の厳しさが一層増している市民生活を鑑み、一時的に大幅な負担増とならないよう配慮し、平均改定率は20%以内とされたい。

3、使用料改定の時期について

早期の改定が望ましいが、市民への十分な周知期間を確保したうえで、実施時期を決定されたい。

また、市民周知にあたっては分かりやすい形で丁寧に説明し、利用者の理解が得られるよう努められたい。

付帯意見

1、経営状況の検証について

下水道使用料等審議会の開催は、これまで検討はされてきたものの見送られてきた。しかし、今後は大幅な値上げを避けることから、値上げの有無に関わらず3年ごとに審議会を開催し、経営状況を検証されたい。

また、市民にもその内容について分かりやすい形で公表されたい。

2、経営状況の分析と経営戦略について

令和2年度から適用される公共下水道、特定環境保全公共下水道の企業会計化に伴い、より細かな経営分析を行い将来を見据えた的確な経営戦略を図ること。

3、接続率の向上について

これまでの広報誌や告知端末などによる啓発活動、戸別訪問による接続促進活動に加え、未接続世帯の実情を分析し、より効果的な方策の検討も必要である。

4、歳出の抑制について

処理施設の統合や施設規模の見直しなどを検討し、維持管理費の削減を図ること。

また、未普及工事が今後数年で概成し更新工事に移行することから、事業規模に応じた人員配置や組織・機構の見直しを検討し、人件費の抑制を図ること。